

# 投資信託説明書(交付目論見書) 中国インド・ダイナミック・ グロース・ファンド

追加型投信 / 海外 / 株式



商品分類			属性区分				
単 位 型 ・ 追 加 型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象 資 産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年1回	アジア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「中国インド・ダイナミック・グロース・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年2月28日に関東財務局長に提出しており、平成25年3月1日にその効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する投資信託説明書(請求目論見書)は委託会社のホームページで閲覧・ダウンロードできます。  
本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しています。また、投資信託説明書(請求目論見書)については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

### <委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

新生インベストメント・マネジメント株式会社  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第340号  
 設立年月日:2001年12月17日  
 資本金:495百万円(2013年5月末現在)  
 運用する投資信託財産の合計純資産総額:1,141億円  
 (2013年5月末現在)

### 照会先

ホームページ アドレス <http://www.shinsei-investment.com/>  
 電話番号 03-6880-6448  
 (受付時間:営業日の9時~17時)

### <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

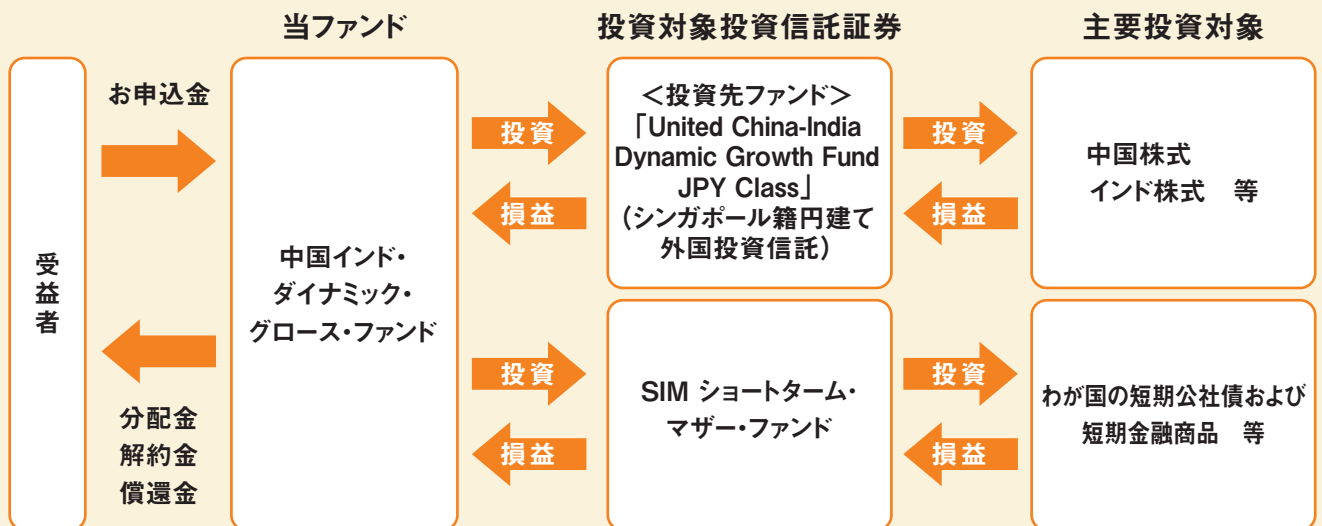
# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の成長をめざして積極的な運用を行うことを基本とします。

## ファンドの特色

- 主として、中国ならびにインドの株式等に投資し、信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。
  - 中国(中華人民共和国本土)において、収益の大部分を得ている企業または業務基盤の殆どがある企業、およびインドにおいて、収益の大部分を得ている企業または業務基盤の殆どがある企業を主要投資対象とします。
  - 中国については、中国本土市場の株式(A株、B株)ならびに中国本土市場以外の株式(香港市場のH株、レッドチップ、その他香港株式やシンガポール市場のS株)が主要投資対象となります。また株式への直接投資に加えて、預託証券\*等に投資する場合があります。これらを総称して、以下、「中国株式等」といいます。  
(注) A株については、投資枠が取得できた場合、投資する可能性があります。  
\*預託証券：Depositary Receiptのことで、頭文字をとってDRと略することがあります。株式を実質的に所有しているのと同様の経済効果を持つ証券のことで。
  - インド株式については、インドの金融商品取引所に上場している株式が主要投資対象となりますが、株式への直接投資に加えて、預託証券等に投資する場合があります。これらを総称して、以下、「インド株式等」といいます。
  - 中国株式等ならびにインド株式等への投資は、シンガポール籍の円建て外国投資信託「United China-India Dynamic Growth Fund JPY Class」(以下「投資先ファンド」といいます。＜投資先ファンドの概要＞をご参照ください。)への投資を通じて行います(当ファンドはファンド・オブ・ファンズです)。
- 投資先ファンドに通常の状態では投資信託財産の純資産総額の95%程度投資します。  
その他、国内投資信託「SIM ショートターム・マザー・ファンド」受益証券に投資します。



- 中国株式等とインド株式等の比率を変動させます。  
投資先ファンドの純資産に対する中国株式等とインド株式等の基本構成比率を定めます。基本構成比率は、中国株式等6:インド株式等4から、中国株式等4:インド株式等6の範囲内で定め、原則として、3ヶ月に1回以上見直しを行います。時価の変動等により、中国株式等またはインド株式等の実際の入組比率(対投資先ファンドの純資産比)と基本構成比率が10%を超えた場合は、原則として1ヶ月以内に基本構成比率に戻します。
- 実質組入外貨建て資産について、原則として為替ヘッジを行いません。
- UOBアセットマネジメントが運用します。  
投資先ファンドの運用は、UOBアセットマネジメントが行います。なおUOBアセットマネジメントは、インド株式等の運用について、UTIインターナショナル(シンガポール)の助言を受けます。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

# ファンドの目的・特色

## |||| 主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。
- ・株式への直接投資は行いません。

## |||| 分配について

原則として、毎年11月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して委託会社が決定します。

分配金はあらかじめ一定の額をお約束するものではなく、分配金は増減したり支払われない場合もあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
										分配金	

※上記のイメージは、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## |||| 追加的記載事項

### <投資先ファンドの概要>

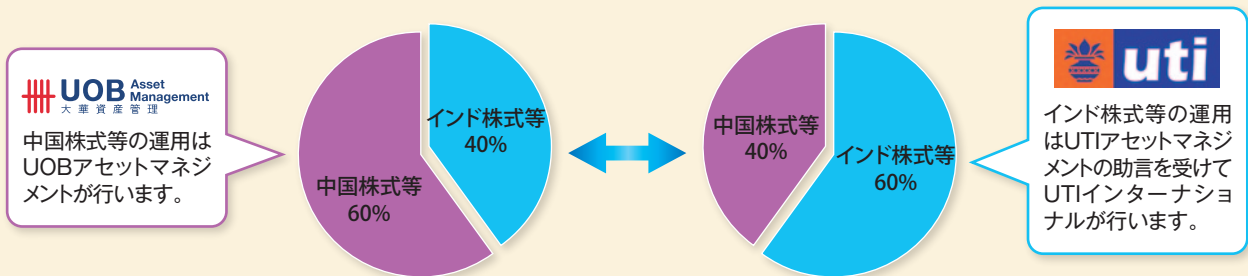
ファンド名	United China-India Dynamic Growth Fund JPY Class		
形態	シンガポール籍の円建て外国投資信託受益証券		
主な投資対象	①中国(中華人民共和国本土)において、収益の大部分を得ている企業または業務基盤の殆どがある企業の株式(以下の表は主な投資対象の分類です。)		
	指数	通貨	株式の内容
	香港証券取引所		
	H株	香港ドル	法人登記が中国で行われ、香港に上場した中国企業株。中国本土投資家以外も投資可能。
	レッド・チップ	香港ドル	資本の出所は中国本土であるが、法人登記が香港等で行われ、香港に上場した中国企業株。中国本土投資家以外も投資可能。
	上海証券取引所		
	A株	人民元	上海市場に上場されている中国企業株。基本的には中国本土投資家専用であるが、特定の条件を満たした外国機関投資家も取引可能。
	B株	米ドル	上海市場に上場されている中国企業株。中国本土投資家以外も投資可能。
	深圳証券取引所		
	A株	人民元	深圳市場に上場されている中国企業株。基本的には中国本土投資家専用であるが、特定の条件を満たした外国機関投資家も取引可能。
B株	香港ドル	深圳市場に上場されている中国企業株。中国本土投資家以外も投資可能。	
(注)A株については、投資枠が取得できた場合、投資する可能性があります。			
②インドにおいて、収益の大部分を得ている企業または業務基盤の殆どがある企業のインドの金融商品取引所に上場している株式			
※株式のほか、上記企業の預託証書(DR)等に投資する場合があります。			
主な投資態度	①信託財産の成長をめざして積極的な運用を行います。		
	②株式等への投資は高位を維持することを基本とします。ただし、市場環境等により、株式等の組入比率を引下げることがあります。		
	③中国株式等とインド株式等の基本構成比率を、純資産に対して6:4から4:6の範囲内で定めます。なお基本構成比率は、原則として、3ヶ月に1回以上、見直しを行います。		
	④時価の変動等によって、実際の組入比率と基本構成比率との差が10%を超えた場合は、原則として、1ヶ月以内に基本構成比率に戻します。		

# 追加的記載事項

## 投資先ファンドの基本構成比率

### ●中国株式等とインド株式等の基本構成比率を定め、定期的に見直しを行うことによって、効果的な資産配分をめざします。

- 基本構成比率(投資先ファンドの純資産比)は3ヶ月に1回以上見直し、中国株式等6:インド株式等4から、中国株式等4:インド株式等6の範囲内で定めます。
- 時価の変動等によって、中国株式等またはインド株式等の実際の組入比率と基本構成比率の差が10%を超えた場合は、原則として1ヶ月以内に基本構成比率に戻します。



中国株式とインド株式の価格は、過去、中長期的には同様に推移してきました。しかし、月ごとの動きや四半期ごとの値動きは異なっています。より高い収益が期待できる国への投資比率を高めることで収益の獲得をめざします。

- 基本構成比率は、UOBアセットマネジメントが開発した独自の最適配分モデルを用い、UOBアセットマネジメントとUTIインターナショナルが、投資先ファンドの運用のために協働して設置する投資委員会によって、定性面の評価も加えて決定します。

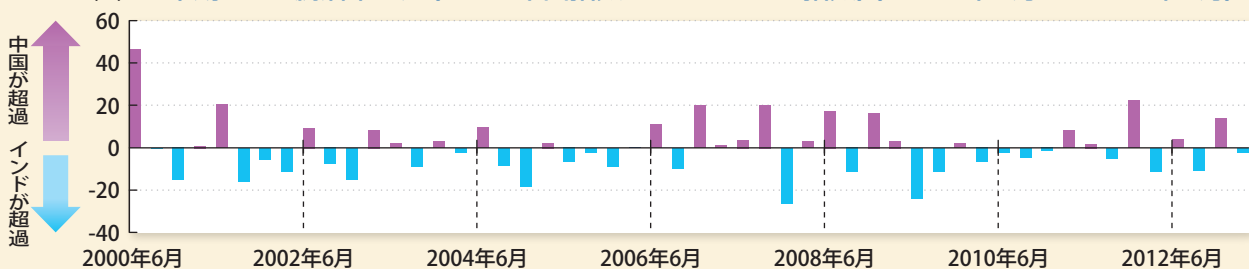
## 中国とインドの株価

MSCI中国指数とMSCIインド指数の推移(2000年3月～2013年5月)



\*上記グラフは円換算ベースで2000年3月末を100として指数化しています。

(%) 四半期ごとの騰落率の差(MSCI中国指数vsMSCIインド指数)(2000年6月～2013年3月)



\*上記グラフは円換算ベースです。

※MSCI中国指数ならびにMSCIインド指数は、当ファンドならびに投資先ファンドのベンチマークではありません。

※上記は過去のデータに基づき作成した資料であり、将来の傾向や運用成果等を保証または示唆するものではなく、当ファンドならびに投資先ファンドの運用成績について何ら保証するものではありません。

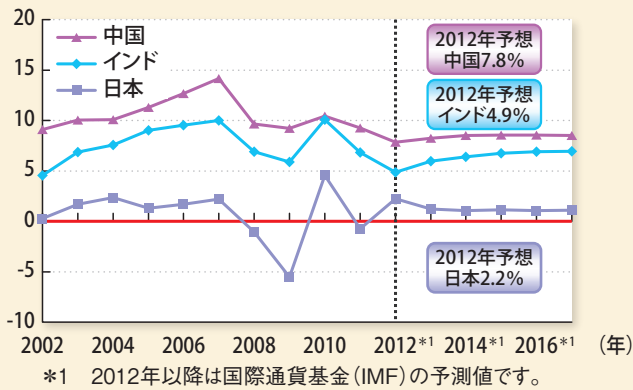
出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

## 【ご参考】 —中国とインドの魅力—

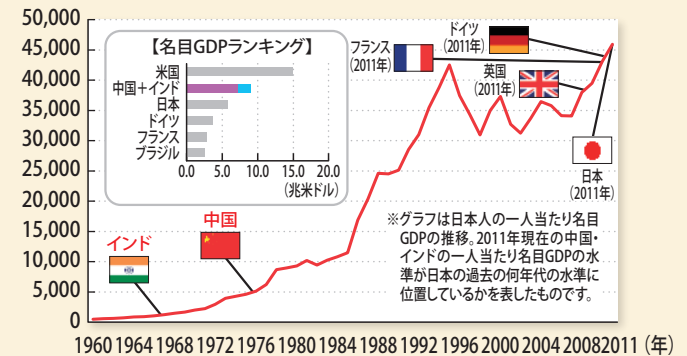
### 著しい経済成長

■ 中国とインドのGDP成長率は依然として日本などの先進国と比較して高い水準で推移しています。2011年現在の一人当たり名目GDPの水準から見ても長期的な成長余地は大きく、世界経済においても極めて重要な役割を担っていると考えられます。

中国・インドの名目GDP成長率の推移



日本の一人当たり名目GDPの推移と中国・インドの水準

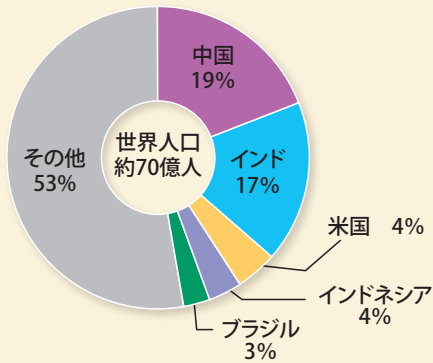


出所：国際通貨基金 (IMF) World Economic Outlook Database, October 2012, 世界銀行のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

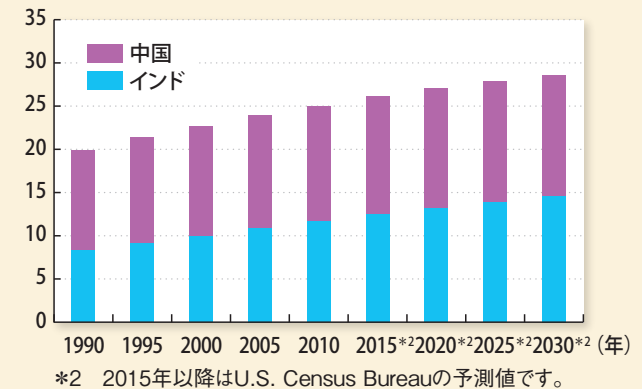
### 世界最大規模の人口

■ 中国・インドは世界で第1位と第2位の人口を擁しており、世界全体の1/3を上回っており、今後も増加見込みです。

世界における中国・インドの人口割合 (2011年)



中国・インドの人口推移

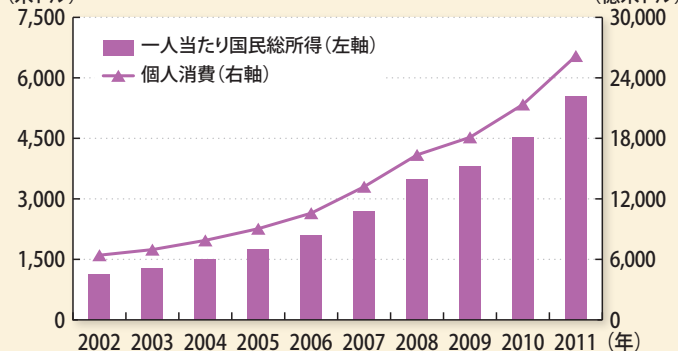


出所：U.S. Census Bureau のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

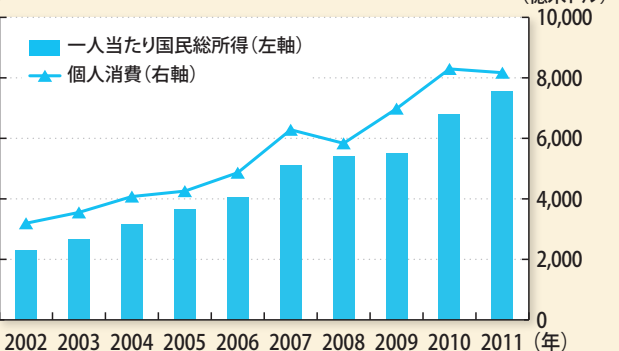
### 所得増加に伴う消費の拡大

■ 中国とインドともに一人当たりの所得は増加傾向にあります。今後の所得増加に伴い、個人消費はさらに拡大すると考えられています。

中国の一人当たり国民総所得と個人消費の推移



インドの一人当たり国民総所得と個人消費の推移



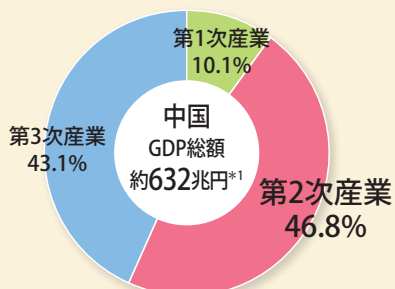
出所：National Accounts Main Aggregates Database・トムソン・ロイターのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

# 追加的記載事項

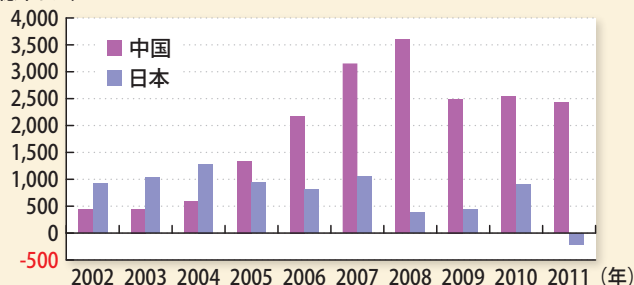
## 中国の特徴—盛んな第二次産業

■中国は“世界の工場”と呼ばれるように、製造業などを含む第二次産業が経済を牽引しています。

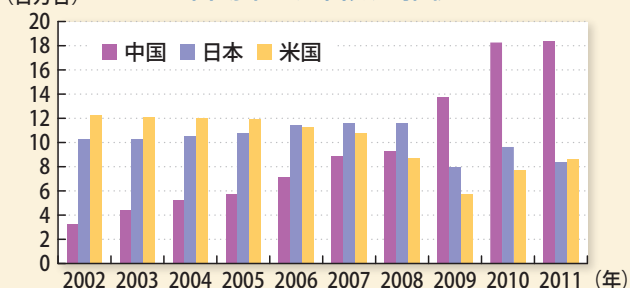
中国のGDPの産業別内訳(2011年)



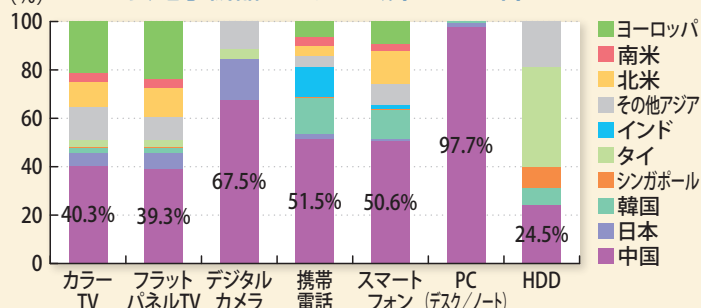
貿易収支の推移 (億米ドル)



自動車生産台数の推移 (百万台)



主要電子機器の生産地域(2010年)

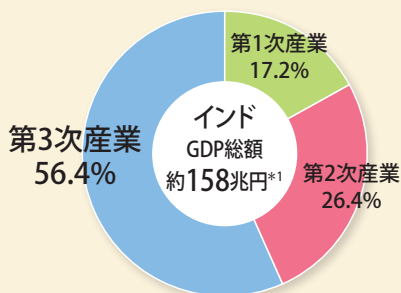


出所:国際通貨基金(IMF) World Economic Outlook Database, October 2012、アジア開発銀行、日本貿易振興機構(JETRO)、ブルームバーグ、国際自動車工業連合会、電子情報技術産業協会のデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

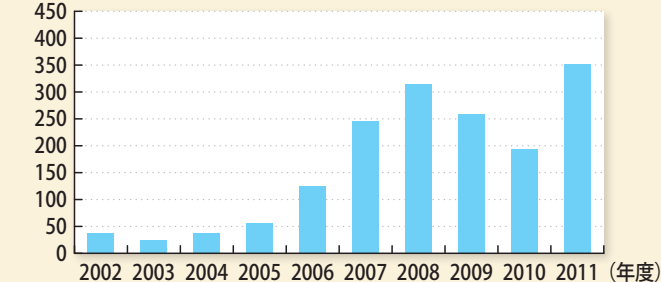
## インドの特徴—盛んな第三次産業

■インドは世界のバックオフィスと呼ばれるように、アウトソーシングなどのサービス業が盛んです。また、優れた情報技術で世界をリードしており、IT関連産業の売上高は増加しています。

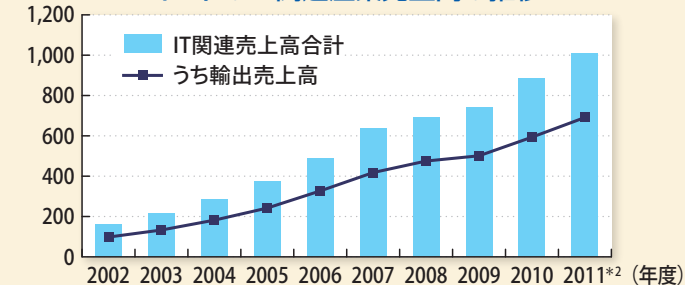
インドのGDPの産業別内訳(2011年)



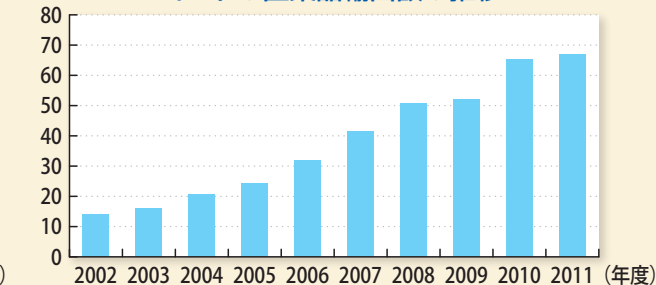
インドへの直接投資の推移 (億米ドル)



インドのIT関連産業売上高の推移 (億米ドル)



インドの医薬品輸出額の推移 (億米ドル)



\*1 2012年12月末現在の三菱東京UFJ銀行対顧客電信売買相場仲値で米ドルから円に換算。

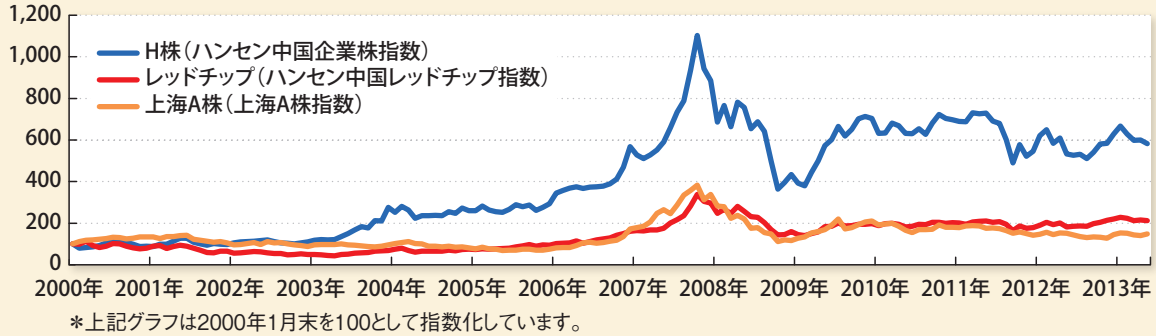
\*2 2011年はインドソフトウェア開発協会(NASSCOM)の予測値です。

出所:国際通貨基金(IMF) World Economic Outlook Database, October 2012、アジア開発銀行、日本貿易振興機構(JETRO)、インドソフトウェア開発協会(NASSCOM)、インド工商省、ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

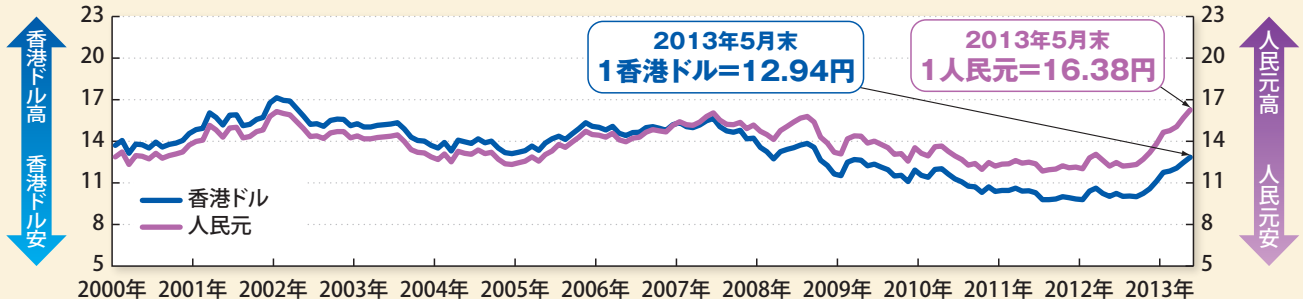
# 追加的記載事項

## 中国の株価・為替推移

中国の主な株価指数の推移(2000年1月～2013年5月末)



(円/香港ドル) 香港ドル(対円)と人民元(対円)の為替推移(2000年1月～2013年5月末) (円/人民元)



出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

## インドの株価・為替推移

インドの主な株価指数の推移(2000年1月～2013年5月末)



(円/インド・ルピー) インド・ルピー(対円)の為替推移(2000年1月～2013年5月末)



出所:ブルームバーグのデータをもとに新生インベストメント・マネジメントにて作成

※本頁は過去のデータに基づき作成した資料であり、将来の傾向や運用成果等を保証または示唆するものではなく、当ファンドならびに投資先ファンドの運用成績について何ら保証するものではありません。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

当ファンドは、組入れた有価証券等の値動きにより、基準価額が大きく変動することがありますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。また、外貨建て資産に投資した場合、為替変動リスクも加わります。したがって、ファンドにおける投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

## |||| 主な変動要因

価格変動リスク (株価変動リスク)	株価は、発行企業の業績や国内外の政治・経済情勢、金融商品市場の需給等様々な要因で変動します。発行企業の経営不安により大きく下落する場合もあり、倒産等の場合などは無価値となることもあります。また市場規模や取引量が小さい国・地域の株価は大きく変動することがあります。
為替変動リスク	外貨建て資産は、投資した資産自体の価格変動のほか、当該資産の通貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。また市場規模や取引量が小さい国・地域の為替相場は大きく変動することがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治・経済、投資規制・通貨規制等の変化により、基準価額が大きく変動することがあります。

## その他の留意点

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は受付を中止することや、あるいは既に受付けた注文を取消すことがありますのでご注意ください。

## リスクの管理体制

委託会社は、リスク管理委員会のもとで運用リスクを一元的に管理する体制となっています。リスク情報はリスク管理委員会に集約され、検討が加えられ、改善の必要が認められた場合には、各部に指示が下されます。

コンプライアンス・オフィサーは、委託会社の業務に係る法令諸規則の遵守状況の管理・検査を行い、必要に応じて指導します。また、コンプライアンス委員会では、社内の現状と問題点の報告に基づき効果的な改善策を決定し、社内管理体制の充実・強化を図っています。

※上記体制は2013年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

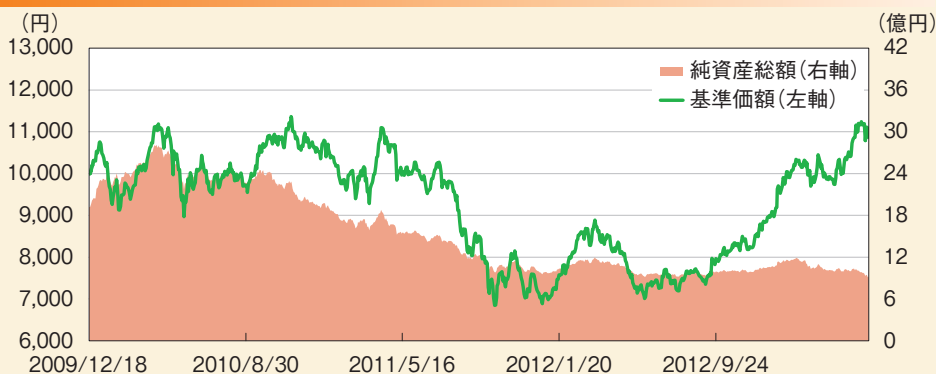
ファンドの主なリスクおよび留意点は上記のとおりですが、ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。



# 運用実績

(2013年5月末現在)

## 基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後、信託財産留保額控除前、税引前です。

## 分配の推移

決算期	分配金
2012年11月	0円
2011年11月	0円
2010年11月	0円
—	—
—	—
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## 主要な資産の状況

※投資先ファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

### 【組入上位銘柄】

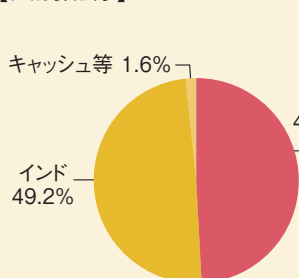
●中国

順位	銘柄名	業種	組入比率
1	Industrial and Commercial Bank of China Ltd	金融	4.0%
2	China Construction Bank Co	金融	4.0%
3	China Mobile Ltd	電気通信サービス	2.7%
4	Anton Oilfield Services Group Ltd	エネルギー	2.6%
5	Tencent Holdings Ltd	情報技術	2.6%

●インド

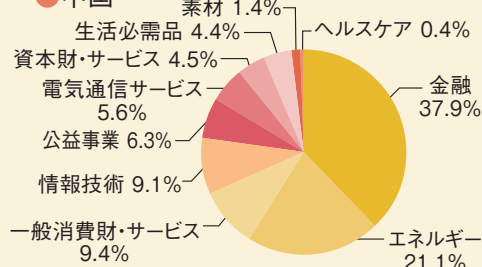
順位	銘柄名	業種	組入比率
1	HDFC Bank Ltd	金融	4.3%
2	Infosys Technologies Ltd	情報技術	3.5%
3	Housing Development Finance Corporation Ltd	金融	3.4%
4	Tata Consultancy Services Ltd	情報技術	3.0%
5	ITC Ltd	生活必需品	2.3%

### 【国別配分】

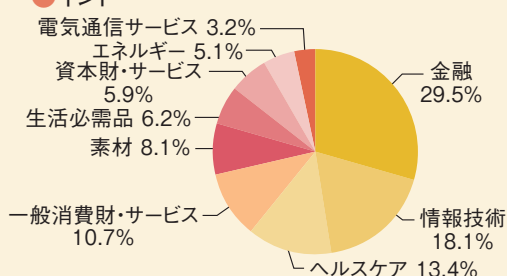


### 【業種配分】

●中国



●インド



※【組入上位銘柄】と【国別配分】の比率は投資先ファンドの純資産総額をもとに算出した比率です。

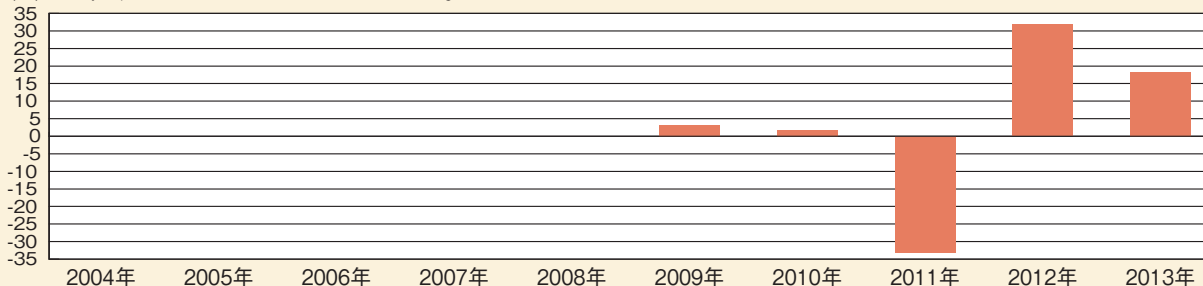
※【業種配分】の比率は、中国、インド、それぞれの株式評価額に対する業種別評価額合計の割合をもとに算出した比率です。業種配分はMSCI/S&P GICS\*の区分に基づいています。

\*MSCI/S&P GICSとは、スタンダード&プアーズとMSCI inc.が共同で作成した世界産業分類基準 (Global Industry Classification Standard=GICS) のことです。

## 年間収益率の推移

※設定日以降の収益率を表示しています。〈暦年ベース〉

(%) ※当ファンドにベンチマークはありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を全額再投資したと仮定して算出しています。

※2009年は設定日(12月18日)から年末までの収益率、2013年は年初来5月末までの収益率を表しています。

- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ・ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に、0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して、8営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。
購入の申込期間	平成25年3月1日から平成26年2月27日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口の換金には制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等の取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある場合等は、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として、平成31年11月29日までとします(平成21年12月18日設定)。 ※受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回るようになった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	原則として、毎年11月29日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、原則として収益の分配を行います。 ※分配金を受け取る「一般コース」と、自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円を上限とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年11月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。(平成26年1月1日以降) 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入および換金のお申込みはできません。 ● シンガポールの銀行休業日およびその前営業日 ● 上海証券取引所の休業日 ● 深圳証券取引所の休業日 ● 香港証券取引所の休業日 ● ムンバイ証券取引所の休業日 ● ナショナル証券取引所の休業日

# 手続・手数料等

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に <b>3.675% (税抜3.5%)</b> を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	運用管理費用(信託報酬)の総額は、日々のファンドの純資産総額に対し、年1.197%(税抜1.14%)の率を乗じて得た額とし、計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 運用管理費用(信託報酬)の配分は、以下の通りとします。(括弧内は税抜です。)								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>運用管理費用(信託報酬) &lt;年率&gt;</th> <th>合計1.19700% (1.140%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.43575% (0.415%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.73500% (0.700%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.02625% (0.025%)</td> </tr> </tbody> </table>	運用管理費用(信託報酬) <年率>	合計1.19700% (1.140%)	委託会社	0.43575% (0.415%)	販売会社	0.73500% (0.700%)	受託会社	0.02625% (0.025%)
	運用管理費用(信託報酬) <年率>	合計1.19700% (1.140%)								
委託会社	0.43575% (0.415%)									
販売会社	0.73500% (0.700%)									
受託会社	0.02625% (0.025%)									
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して年率0.80%									
	実質的な負担	年率 <b>1.957%程度(税込)</b> ※上記は、投資先ファンドに当ファンドの純資産総額の95%程度を投資した場合の概算値です。								
その他の費用・ 手数料	当ファンド	財務諸表監査に関する費用等の諸費用、信託事務の処理に要する諸費用等がファンドから支払われます。								
	投資先ファンド	また、投資先ファンドにかかる保管報酬、事務処理に要する諸費用、組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料およびファンド設立費用等が別途投資先ファンドから支払われます。								
	※「その他の費用・手数料」につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。									

※当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

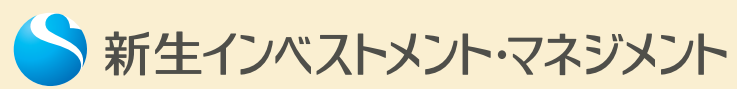
※上記税率は平成25年12月31日まで適用されるものであり、平成26年1月1日以降、20.315%となる予定です。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



新生インベストメント・マネジメント